

## 1 目的

以下の目的を達成するために、博物館法施行規則第1条及び第2条に規定する博物館実習を実施する。

- (1) 実習生を指導することによる博物館業務の基本の確認
- (2) 学芸員をはじめとする博物館に興味を持つ人材の育成
- (3) 実習を通じての登呂遺跡・登呂博物館の対外への周知拡大

## 2 実習期間

令和4年8月4日(木)～11日(木祝) 各日8時30分～17時15分 計7日間

※8月8日(月)は休館日

## 3 実習場所

静岡市立登呂博物館、登呂遺跡(静岡市駿河区登呂五丁目10番5号)

※実習期間中に他の場所で実習を行う場合がある。

## 4 受入人数

10名(先着順) ※特別な事情がない限り、電話受付時点で実習参加可とする。

## 5 受入条件

下記(1)から(4)条件をすべて満たすもの

- (1) 学芸員資格の取得を目指している者で、大学等所属機関からの依頼を受けられる者
- (2) 原則として、実習に全日・全時間参加可能な者
- (3) 専攻分野・学年・年齢は問わない。ただし、当館が登呂遺跡を中心とした歴史(考古)系博物館であることを承知している者
- (4) 積極性を持ち、かつ勤勉な態度で実習に臨むことができる者

## 6 受付方法

期間：令和4年2月1日(火)9時から受付開始、定員に達し次第受付終了

方法：電話(054-285-0476)にて受付

※ 募集要項は登呂博物館ホームページに掲載

## 7 提出書類

電話受付完了後、下記の書類を静岡市立登呂博物館宛てに郵送又は持参すること。

- (1) 実習を希望する者の履歴書(登呂博物館が指定する様式を使用すること)
- (2) 大学等所属機関からの依頼文書

※ 上記の書類を受領後、大学等機関に対して、承諾書(登呂博物館の様式)を送付する。実習生あてには、個別に承諾書を送付しない。

提出先 〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目10番5号 静岡市立登呂博物館 宛て

## 8 事前課題

「登呂遺跡を活用した教育普及事業案の検討」

登呂博物館での実施を想定した教育普及事業の企画案を一つ作成し、実習初日の8月4日(木)に紙(A4片面印刷、3枚以下)で提出する。書式は不問。大学名、氏名を明記すること。

## 9 留意事項

- (1) 実習態度が不適切な学生は、受入を中止する。
- (2) 当館等への交通費、その他必要な経費は実習生の負担とする。
- (3) 実習期間中の災害傷害保険、賠償責任保険への加入は大学側で対応すること。
- (4) 実習に際し、謝金は不要。

## 10 実習内容(案) ※変更あり

8/4(木) 一日目	概要説明 館内・遺跡見学 教育普及案検討
8/5(金) 二日目	取扱 梱包 体験 写真撮影
8/6(土) 三日目	展示計画
8/7(日) 四日目	体験イベント補助
8/8(月)	休館日
8/9(火) 五日目	保存処理施設見学 教育普及事業案発表・討論
8/10(水) 六日目	展示準備
8/11(木) 七日目	展示

## 11 問合わせ

〒422-8033 静岡市駿河区登呂五丁目10番5号

静岡市立登呂博物館 梶山

☎ 054-285-0476

E-mail torohaku@city.shizuoka.lg.jp